

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、 令和 6 年度決算における健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは

平成19年 6 月に成立した法律で、地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政の健全化に資することを目的としています。法律に基づき、財政状況の健全性に関する指標を算定し、この指標が国の定める早期健全化基準・財政再生基準及び経営健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画の策定など、財政の健全化に向けた取り組みを行う必要があります。

算定する指標は、地方公共団体の財政状況が健全であるかを判断するために設けられた「健全化判断比率」と、公営企業の経営が健全であるかを判断するために設けられた「資金不足比率」で、これらの指標を毎年度算定し、監査委員による審査のうえ、議会への報告と公表が義務付けられています。

健全化判断比率

「健全化判断比率」は以下の 4 指標で構成されています。

令和 6 年度決算については、各指標とも基準値以下であり、健全な財政状態を示しています。

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
黒字の場合は「－」で表記される

連結実質赤字比率

公営企業会計等を含む全ての会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
黒字の場合は「－」で表記される

実質公債費比率

一般会計における公債費に加え、下水道事業など他会計の公債費に充当される一般会計からの繰出金や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合が発行した地方債の償還に充当されたもの等の標準財政規模に対する割合（過去 3 年間の平均）

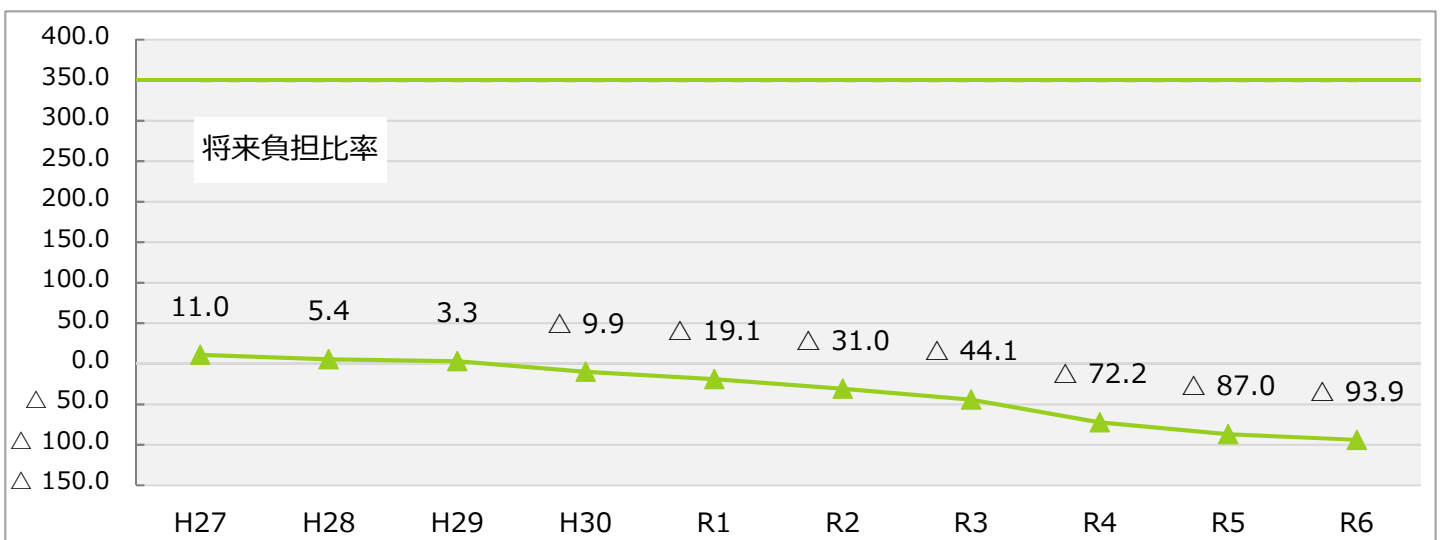
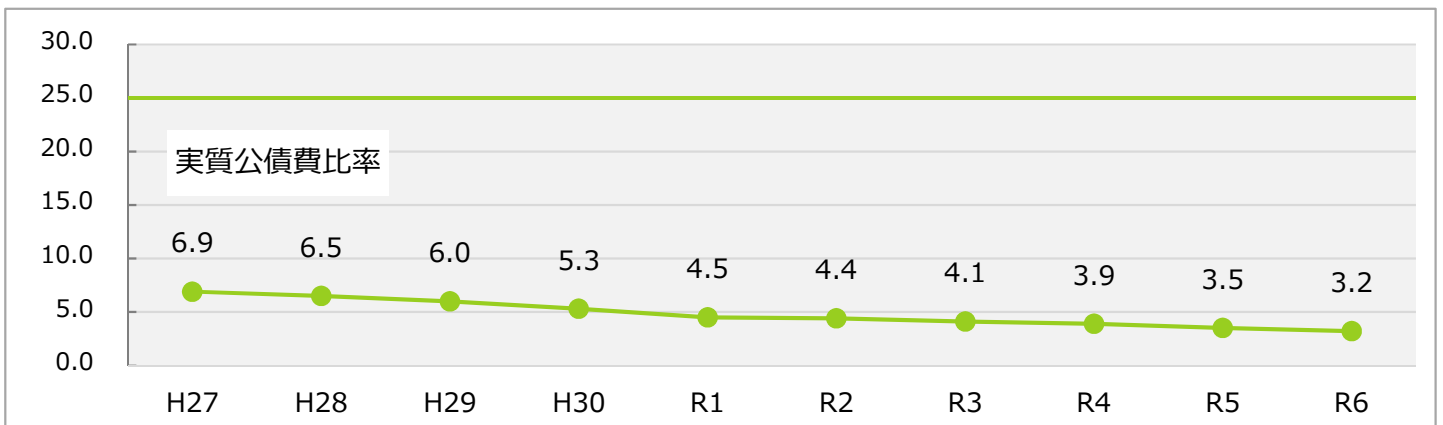
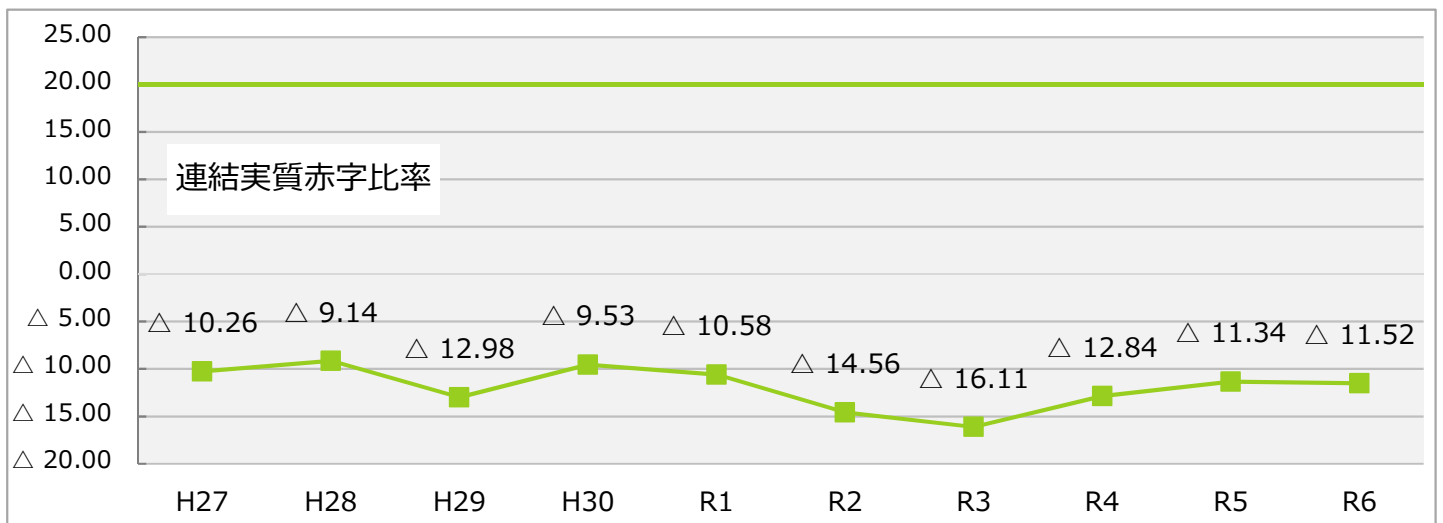
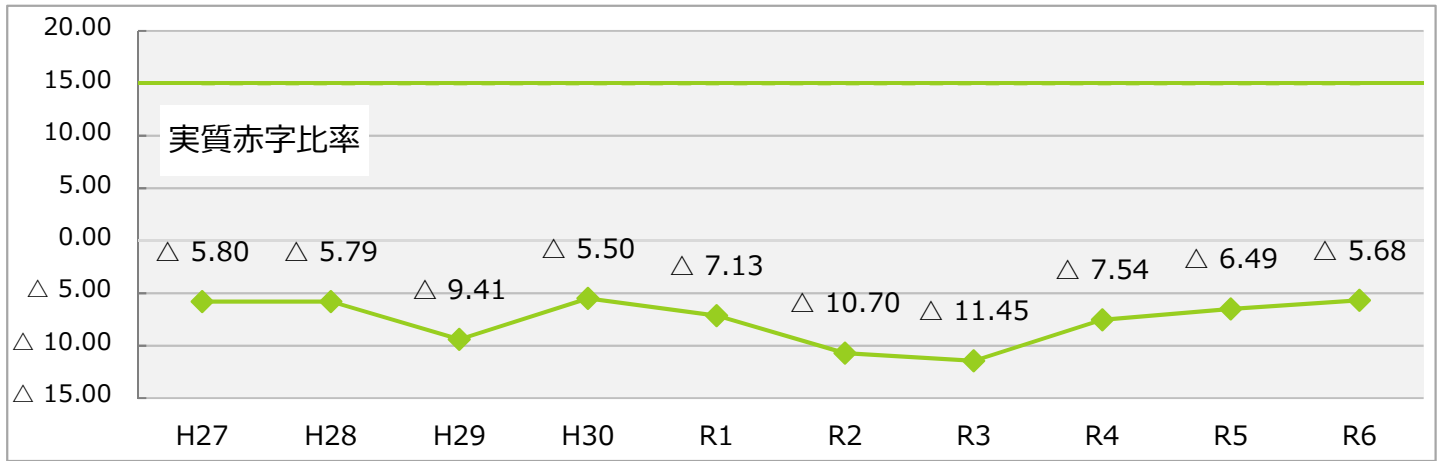
将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
比率がマイナスになる場合は「－」で表記される

(単位：%)

	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	－	15.0	20.0
実 質 連 結 赤 字 比 率	－	－	20.0	30.0
実 質 公 債 費 比 率	3.2	3.5	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－	－	350.0	

健全化判断比率の推移



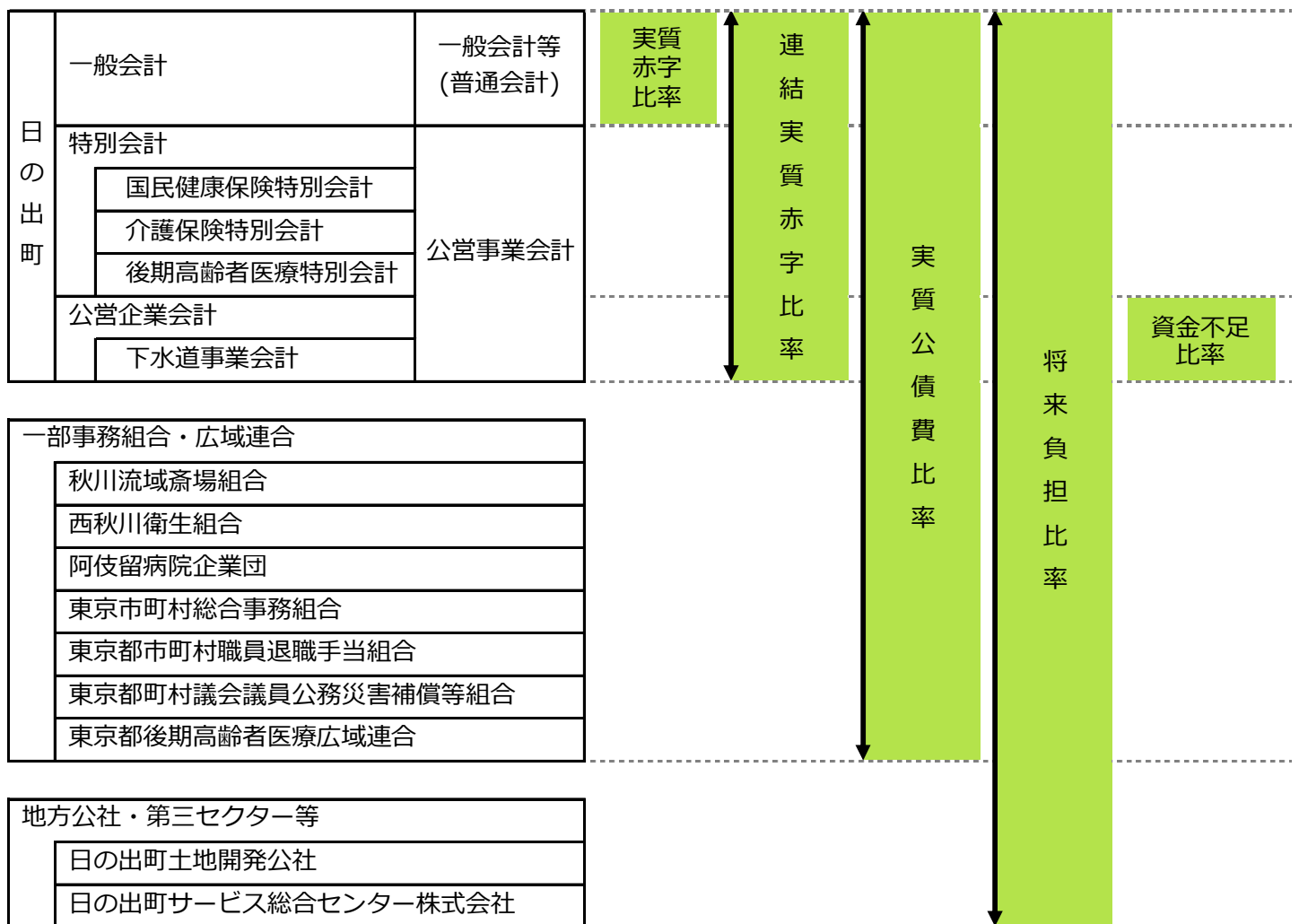
資金不足比率

公営企業における資金不足額の事業規模に対する割合で、比率がマイナスになる（資金不足額がない）場合は「－」で表記されます（資金不足額とは、資金収支の累積不足額を表すものです）。日の出町において資金不足比率を算出する対象となるのは下水道事業のみです。令和6年度決算の比率については基準値以下であり、健全な財政状態を示しています。

（単位：％）

	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	－	－	20.0	

【参考】町における各比率の対象範囲



施設の老朽化や物価高騰、人口減少等、今後も財政需要の増加や歳入確保への課題が見込まれることから、単年度収支のみにとらわれることなく、効率的な事務事業の執行、将来を見据えた総合的かつ計画性のある行財政運営に努めてまいります。